

島根県漁業調整規則（令和2年島根県規則第93号。以下「規則」という。）第11条第1項の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を行う場合における同条第5項及び第7項の規定に基づく許可等の基準

（優先順位）

- 1 許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数が漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により公示した船舶等の数又は漁業者の数を超える場合における許可等の優先順位は、次の各号の順序による。
 - (1) 現に有効な許可等を受けている者が、当該許可等の有効期間の満了に伴い同一の内容で申請した場合
 - (2) 現に有効な許可を受けている者から引継ぎを受けて新たに漁業を営もうとする者が、同じ許可について申請した場合（共同経営化又は法人化する場合を含み、対人許可等（規則第4条第1項第4号、第7号、第13号及び第18号から第20号までに掲げる漁業に係るもの）をいう。）に限る。)
 - (3) 島根県認定漁業者設置要綱（令和2年4月30日付け水第68号。以下「要綱」という。）に基づき認定された認定新規漁業者が、要綱に基づく漁業経営開始計画に基づき申請した場合（認定新規漁業者1名以上を含む共同経営による申請を行う場合を含む。）
 - (4) 要綱に基づく認定を受けた認定漁業者が、その漁業経営の安定化のために申請した場合（認定漁業者1名以上を含む共同経営による申請を行う場合を含む。）
 - (5) 法第124条の規定による水産資源の保存及び管理に関する協定の締結をし、又は締結を誓約した者が申請した場合（当該漁業に関する協定に限る。）
 - (6) 申請に係る漁業を営んだ実績がある者が申請した場合
 - (7) 申請に係る漁業の従事者が当該漁業の漁業者として自立を図る場合
 - (8) 申請に係る漁業以外の漁業を営む者が、その漁業経営の安定化のために申請した場合
 - (9) 前各号に掲げる場合以外の場合
- 2 次に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず、第1順位とする。
鳥取県知事から新規の漁業の許可を受けた鳥取県の漁業者が、「中海及び境水道における漁業に関する協定書」及び「中海及び境水道における漁業許可等に係る確認書」に基づき、島根県知事の同種漁業に係る許可を申請した場合
- 3 第1項及び前項の規定により優先順位付けを行った場合において、同順位の者がある場合は、第1項の公示の日以前の連続する3年間の操業実績において、漁業を営んだ日数

又は漁業に従事した日数の多い者を優先する。この場合において、営んだ日数とは漁業協同組合等の水揚げ伝票等により確認できる日数（漁獲を伴うものに限る。）とし、漁業に従事した日数とは雇用主の水揚げ伝票、出勤簿等の証明書類により確認できる日数とする。

4 前各項の規定によってもなお同順位の者がある場合は、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定める。

附 則

この基準は、令和3年7月5日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年12月24日から施行する。